

経済産業省

平成21・09・08商第4号

平成21年9月15日

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 二階 俊博

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

なお、本審査基準等の施行に伴い、「割賦販売法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・07・26産第1号）は、廃止する。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

（1）法第11条の規定による前払式割賦販売業の許可

法第11条の規定による前払式割賦販売業の許可に係る審査基準は、法第15条（許可の基準）の規定を基とし、同条第1項第4号中「財産的基礎」については、資本金、純資産額などの企業の骨格にとどまらず、経常収支、流動比率及び負債の状況、許可後一定期間の販売計画、収支計画及び資金計画などによって判定される企業の収益性、安定性、更には資金調達能力等の要素も勘案し、前払式割賦販売を開始してすぐに破産宣告、更正手続開始の申立て等事業の継続が困難な事態に陥らずに事業が長期的かつ安定的に継続されることが必要であることを踏まえ、「改正割賦販売法の施行について（昭和48年6月21日付け48企局第524号）」の一部改正について（平成21年9月15日付け平成21・

- 09・07商局第2号) 2.(4)財務要件等の審査基準について(別添1)を参照しつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。
- (2)法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認

法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準は、法第20条の3第3項の規定により経済産業大臣が、供託委託契約に基づく受託者に対して、供託指示をするに至った事由(「許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者のその契約によって生ずる債権を保全するため必要があると認めるとき」、例えば、倒産寸前の状態や倒産がうわさされるような場合。)が解消されたと認められるか否かとする。

- (3)法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録

法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第33条の2(登録の拒否)の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、資本の額、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、割賦販売法第33条の2第1項第10号及び第35条の3の26第1項第9号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準(別紙)を参照するものとする。

- (4)法第33条の3第1項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の変更登録

法第33条の3第1項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の変更登録に係る審査基準は、法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。

- (5)法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録

法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者

の登録に係る審査基準は、法第35条の3の26（登録の拒否）の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、割賦販売法第33条の2第1項第10号及び第35条の3の26第1項第9号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準（別紙）を参照するものとする。

（6）法第35条の3の27第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新

法第35条の3の27第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新に係る審査基準は、法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。

（7）法第35条の3の28第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の変更登録

法第35条の3の28第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の変更登録に係る審査基準は、法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。

（8）法第35条の3の36第1項の規定による特定信用情報提供等業務を行う者の指定

法第35条の3の36第1項の規定による特定信用情報提供等業務を行う者の指定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

（9）法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可

法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の

認可に係る審査基準は、割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第108条第2項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(10) 法第35条の3の4第1項ただし書の規定による指定信用情報機関の兼業の承認

法第35条の3の4第1項ただし書の規定による指定信用情報機関の兼業の承認に係る審査基準は、次の及びを踏まえつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

承認を受けようとする事業の実施により特定信用情報提供等業務に支障が生じるおそれがないこと。

承認を受けようとする事業の実施により指定信用情報機関の財務内容が悪化するおそれがないこと。

(11) 法第35条の3の4第2項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認

法第35条の3の4第2項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認に係る審査基準は、割賦販売法施行規則第112条（業務の一部委託の承認基準）の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(12) 法第35条の3の4第3項の規定による指定信用情報機関の業務規程の認可

法第35条の3の4第3項の規定による指定信用情報機関の業務規程の認可に係る審査基準は、同条の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(13) 法第35条の3の5第3項の規定による特定信用情報提供等業務の休廃止の認可

法第35条の3の5第3項の規定による特定信用情報提供等業務の

休廃止の認可に係る審査基準は、当該指定信用情報機関が保有する特定信用情報が他の指定信用情報機関への移転等により適切に処理されていること、加入信用購入あっせん業者等関係者への周知がなされていること等、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(1 4) 法第 3 5 条の 3 の 6 1 の規定による前払式特定取引業の許可

法第 3 5 条の 3 の 6 1 の規定による前払式特定取引業の許可に係る審査基準は、法第 1 1 条の規定による前払式割賦販売業の許可に係る審査基準を準用するものとする。この場合において、参照する通達は、友の会については「改正割賦販売法の施行について（昭和 4 8 年 6 月 2 1 日付け 4 8 企局第 5 2 4 号）」の一部改正について（平成 2 1 年 9 月 1 5 日付け平成 21・09・07 商局第 2 号）3 . (2) 二財務要件等の審査基準について（約款の基準についてを除く。）（別添 1 ）、冠婚葬祭互助会については「前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会事業者に限る。）の取り扱いについて（昭和 4 8 年 6 月 2 1 日付け 4 8 企局第 5 2 3 号）」の一部改正について（平成 2 1 年 9 月 1 5 日付け平成 21・09・07 商局第 2 号）2 . (4) 財務要件等の審査基準について（約款の基準についてを除く。）（別添 2 ）とする。

(1 5) 法第 3 5 条の 3 の 6 2 において準用する法第 2 0 条の 4 第 2 項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認

法第 3 5 条の 3 の 6 2 において準用する法第 2 0 条の 4 第 2 項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準は、法第 2 0 条の 4 第 2 項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準を準用するものとする。

(1 6) 法第 3 5 条の 4 第 1 項の規定による受託事業者の指定

法第 3 5 条の 4 第 1 項の規定による受託事業者の指定に係る審査基準は、法第 3 5 条の 5（指定の基準）の規定を基としつつ、次の から までを踏まえつつ、受託事業の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

法第 3 5 条の 5 第 2 号中「その行おうとする受託事業を健全に遂

行するに足りる財産的基礎」とは、資本金の他に、諸準備金、積立金等の額、受託事業基金の額、負債状況等を考慮し、更に諸経営指標（純資産比率、流動比率、経常収支率等）を事業計画書との対比において総合的に分析して個別具体的に受託事業を行うに足りる財産的基礎を指すこと。

法第35条の5第3号中「法令に違反し」とは、例えば定款に受託事業基金の定めがない場合、又は業務方法書において経済産業省令で定める必要記載事項の記載がない場合等を指すこと。

法第35条の5第3号中「事業の適正な運営を確保するのに十分でない」とは、業務方法書に記載された受託拒否の基準が不明確で指定受託機関の適正運営を阻害するものであるとか、業務方法書に記載された資産運用方法が不健全であるとか、事業計画書に記載された利益処分計画が指定受託機関の内部留保を大幅に阻害するもの等の場合を指すこと。

(17) 法第35条の9の規定による受託事業者の兼業の承認

法第35条の9の規定による受託事業者の兼業の承認に係る審査基準は、次の から までを踏まえつつ、受託事業の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

当該事業の兼営により供託委託契約に基づく前受業務保証金の供託に関する事業に支障が生じるおそれがないこと。

資本の額が法第35条の5第1号に定める金額を超え、かつ、当該超過部分が当該事業を実施するために十分な金額であること。

当該事業の実施により財務内容が悪化するおそれがないこと。

(18) 法第35条の18第1項の規定による認定割賦販売協会の認定

法第35条の18第1項の規定による認定割賦販売協会の認定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、同条第2項に定める認定業務の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

2. その他

(1) 法第18条の5第3項の規定による前受業務保証金の取戻し承認につ

いては、法第 18 条の 5 第 1 項及び第 2 項に取戻し承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(2) 法第 18 条の 5 第 5 項の規定による供託委託契約の解除承認については、法第 18 条の 5 第 1 項及び第 2 項に解除承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(3) 法第 35 条の 3 の 6 2 において準用する法第 18 条の 5 第 3 項の規定による前受業務保証金の取戻し承認については、法第 18 条の 5 第 3 項の規定による前受業務保証金の取戻し承認と同様の理由により、審査基準は作成しない。

(4) 法第 35 条の 3 の 6 2 において準用する法第 18 条の 5 第 5 項の規定による供託委託契約の解除承認については、法第 18 条の 5 第 5 項の規定による供託委託契約の解除承認と同様の理由により、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分

1. 処分の基準

- (1) 法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示

法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示に係る処分基準は、倒産寸前の状態や倒産がうわさされるような場合には、還付請求が集中し請求額が営業保証金の額を超えることも有り得ることを踏まえつつ、消費者保護の観点から総合的に勘案して判断することとする。

- (2) 法第30条の5の3の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第30条の5の3の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときとは、別紙の1.の(3)、(4)又は(5)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

- (3) 法第33条の5の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第33条の5の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙に定める要件(1.(2)の及びを除く。)を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

- (4) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消し

法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

- (5) 法第35条の3の21の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の21の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときとは、別紙の1.の(3)、(4)又は(5)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(6) 法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙の1.に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(7) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消し

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(8) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、業務停止期間については、過去の処分事例や貸金業法その他類似の法律における処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(9) 法第35条の3の52の規定による指定信用情報機関への改善命令

法第35条の3の52の規定による指定信用情報機関への改善命令に係る処分基準は、法第35条の3の36第1項第6号に定める財産的基

礎で経済産業省令で定めるものを欠くに至った場合又は特定信用情報提供等業務を法令、法令に基づく処分若しくは業務規程に従い適切に運営していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(1 0) 法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関の指定の取消し

法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関の指定の取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(1 1) 法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関の兼業の承認の取消し

法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関の兼業の承認の取消しに係る処分基準は、当該承認を受けた事業の実施による財務内容の悪化により、法第 3 5 条の 3 の 3 6 第 1 項第 6 号の規定で定める財産的基礎で経済産業省令で定めるものを欠くに至った場合、指定の申請の際に兼業に関する事項について実際と異なる記載をしていた場合等において、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、兼業を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(1 2) 法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令

法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、業務停止期間については、過去の指定信用情報機関への処分事例や貸金業法その他類似の法律における指定信用情報機関等への処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(1 3) 法第 3 5 条の 3 の 5 4 第 1 項の規定による指定信用情報機関の役員

の解任命令

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の役員
の解任命令に係る処分基準は、当該役員が法第35条の3の36第1項第
4号イからへまでのいずれかに該当することとなった場合、法第35条
の3の38の規定による兼職の制限に違反した場合等において、特定信
用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行に相当程度の支障を及ぼすおそ
れがあることとする。

(14) 法第35条の3の55第1項の規定による指定信用情報機関への特 定信用情報提供等業務移転命令

法第35条の3の55第1項の規定による指定信用情報機関への特定
信用情報提供等業務移転命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつ
つ、特定信用情報提供等業務の継続性の確保等の観点から総合的に勘案
するものとする。

(15) 法第35条の3の62において準用する法第20条の3第3項の規 定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示

法第35条の3の62において準用する法第20条の3第3項の規
定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示に係
る処分基準は、法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前
受業務保証金を供託すべきことの指示に係る処分基準を準用するものと
する。

(16) 法第35条の17の規定によるクレジットカード等購入あっせん業 者又は立替払取次業者への改善命令

法第35条の17の規定によるクレジットカード等購入あっせん業者
又は立替払取次業者への改善命令に係る処分基準は、法第35条の16
の規定に基づく経済産業省令で定める基準に適合していないと認められ
る場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案し
て判断するものとする。

(17) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への改善命令

法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への改善命令に係る
処分基準は、次のいずれかに該当することを基としつつ、重大性又は悪

質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

法第35条の18第2項に定める業務を適切に運営していないと認められる場合

社員名簿を公衆の縦覧に供していない場合

法第35条の20に定める情報について、会員から提供の請求があったにもかかわらず、当該情報を提供しなかった場合

役員若しくは職員又はこれらの職にあった者がその職務に関して知り得た秘密を漏らし、盗用し、又は認定業務の用に供する目的以外に利用した場合

法第35条の23に定める定款の必要的記載事項を定めていない場合

(18) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消し

法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消しに係る処分基準は、(17)に定める処分基準を基としつつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でない認められる場合とする。

2. その他

(1) 法第19条第3項の規定による前払式割賦販売契約約款の変更届出に対する変更命令については、同項に変更命令の基準が規定されており、更に具体的な処分を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(2) 法第20条第1項の規定による許可割賦販売業者の契約締結禁止命令については、同項に契約締結禁止命令の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(3) 法第20条の2第1項の規定による許可割賦販売業者への改善命令については、同項に改善命令の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(4) 法第20条の3第2項の規定による前受業務保証金を供託すべきこと

- の指示については、同項に供託すべきことの基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (5) 法第23条第1項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しについては、同項に許可の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (6) 法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者の許可取消し等については、同項に許可の取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (7) 法第34条第1項の規定によるカード等の交付の禁止については、同項に禁止の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (8) 法第34条の2第1項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しについては、同項に登録の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (9) 法第35条の3の32第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消しについては、同項に登録の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (10) 法第35条の3の62において準用する法第19条第3項の規定による前払式特定取引契約約款の変更届出に対する変更命令については、法第19条第3項の規定による前払式割賦販売契約約款の変更届出に対する変更命令と同様の理由により、処分基準は作成しない。
- (11) 法第35条の3の62において準用する法第20条第1項の規定による前払式特定取引の契約締結禁止命令については、法第20条第1項の規定による許可割賦販売業者の契約締結禁止命令と同様の理由により、処分基準は作成しない。
- (12) 法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項の規定による前払式特定取引業者への改善命令については、法第20条の2

第 1 項の規定による許可割賦販売業者への改善命令と同様の理由により、処分基準は作成しない。

(1 3) 法第 3 5 条の 3 の 6 2 において準用する法第 2 0 条の 3 第 2 項の規定による前受業務保証金を供託すべきことの指示については、法第 2 0 条の 3 第 2 項の規定による前受業務保証金を供託すべきことの指示と同様の理由により、処分基準は作成しない。

(1 4) 法第 3 5 条の 3 の 6 2 において準用する法第 2 3 条第 1 項の規定による前払式特定取引業者の許可取消しについては、法第 2 3 条第 1 項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しと同様の理由により、処分基準は作成しない。

(1 5) 法第 3 5 条の 3 の 6 2 において準用する法第 2 3 条第 2 項の規定による前払式特定取引業者の許可取消し等については、法第 2 3 条第 2 項の規定による許可割賦販売業者の許可取消し等と同様の理由により、処分基準は作成しない。

(1 6) 法第 3 5 条の 1 3 の規定による指定受託機関への改善命令については、同条に改善命令の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(1 7) 法第 3 5 条の 1 4 第 1 項の規定による指定受託機関の指定取消しについては、同項に指定の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(1 8) 法第 3 5 条の 1 4 第 2 項の規定による指定受託機関の指定の取消し等については、同項に指定の取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

「改正割賦販売法の施行について(昭和48年6月21日付け48
企局第524号)」の一部改正について(平成21年9月15日付
け平成21・09・07商局第2号)

上記の件について、現行通達中「2.(4)財務要件等の審査基準について」
及び「3.(2)ニ財務要件等の審査基準について」を下記のとおり改正したの
で、通知する。

なお、本通達は、平成21年12月1日から施行する。

記

2.(4)財務要件等の審査基準について

イ 法第15条第1項第4号の財産的基礎については、次の(イ)から(ニ)までに該当することを要件とする。

(イ)収支の状況

直前の事業年度の収支に関する調書、直前5事業年度(事業年度が6月の場合は10事業年度以下同じ。)の損益計算書等を調査し、当該事業者の収支の内容が5年間健全であること。特に経常収支比率が原則として100%以上を維持していること。

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状態をいう。

(ロ)資産及び負債の状況

申請提出日1月以内の一定の日現在における財産に関する調書、直前5事業年度の貸借対照表等を調査し、当該事業者の業種、事業の態様、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が5年間良好であること。特に流動比率が原則として100%以上を維持しており、かつ、

負債倍率が過去5年間高率であった等過度の負債を保有していないこと。その他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが当分の間原則として製造会社が3倍、販売会社が1.2倍以上をいう。また、負債倍率の計算方法は従前のおりとする。

(八) 業務計画の状況

許可後5年間の業務計画書(取引計画、収支計画及び資金計画。様式別表1)を調査し、5年間の募集計画、売上計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく5年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及び売上の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状況をいい、特に純資産比率が100%以上、経常収支比率が100%以上、かつ、流動比率が90%以上を維持していることをいう。このうち、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後2年以上は現金供託とすることとし資金計画に計上されていること。

(二) 経営見通し等

申請者が開業資金(募集事業開始のための資金を含む。)を十分に保有し、前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売実績を申請時を含め最低2年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

法第35条の3の62において準用法第15条第1項第4号「財産的基礎」の有無については次の(イ)から(ニ)までに該当することを要件とする。

(イ) 収支の状況

直前事業年度の収支に関する調書、直前5事業年度(事業年度が6月の場合は10事業年度以下同じ。)の損益計算書等を調査し、当該事業者の収支の内容が5年間健全であること。特に経常収支比率が原則として100%以上を維持していること。(取次ぎ先等が友の会会社の親会社等となっている場合は、連結決算ベースで調査すること。以下同じ。)

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状態をいう。

(ロ) 資産及び負債の状況

申請書提出日前1月以上の一定の日現在における財産に関する調書、直前5事業年度の貸借対照表等を調査し、当該事業者の業種、事業の態様、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が5年間良好であること。特に流動比率が原則として100%以上を維持しており、かつ、負債倍率が過去5年間高率であった等過度の負債を保有していないこと。その他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが当分の間原則として1.2倍以上をいう。また、負債倍率の計算方法は従前のとおりとする。

(ハ) 業務計画の状況

許可後5年間の業務計画書(取引計画、収支計画及び資金計画。様式別表1)を調査し、5年間の募集計画、売上計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく

5年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及び売上の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状況をいい、特に純資産比率が100%以上、経常収支比率が100%以上、かつ、流動比率が80%以上を維持していることをいう。このうち、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後2年以上は現金供託とすることとして資金計画に計上されていること。

(二) 経営見通し等

申請者が十分な開業資金（募集事業開始のための資金を含む。）を保有し、当該申請者と商品売買に係る取次ぎの契約を締結している者が前払式特定取引（友の会）の方法により取引しようとする商品の販売実績を申請時を含め最低2年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

「前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会に限る。)の取り扱いについて(昭和48年6月21日付け48企局第523号)」の一部改正について(平成21年9月15日付け平成21・09・07商局第2号)

上記の件について、現行通達中「2.(4)財務要件等の審査基準について」(約款の基準についてを除く。)を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、本通達は、平成21年12月1日から施行する。

記

2.(4)財務要件等の審査基準について(約款の基準についてを除く。)

法第35条の3の62において準用する法第15条第1項第4号の「財産的基礎」の有無については、次のイからニまでに該当することを要件とする。

イ 収支の状況

直前の事業年度の収支に関する調書、直前5事業年度(事業年度が6月の場合は10事業年度以下同じ。)の損益計算書等を調査し、当該事業者の収支の内容が5年間健全であること。特に経常収支比率が原則として100%以上を維持していること。(施行会社等を別会社としている場合は、連結決算ベースで調査すること。以下同じ。)

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状態をいう。

ロ 資産及び負債の状況

申請書提出日前1月以内の一定の日現在における財産に関する調書、直前5事業年度の貸借対照表等を調査し、当該事業者の業種、事業の態様、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が5年間良好である

こと。特に流動比率が原則として100%以上を維持しており、かつ、負債倍率が過去5年間高率であった等過度の負債を保有していないこと。その他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが当分の間原則として12倍以上をいう。また、負債倍率の計算方法は従前のとおりとする。

八 業務計画の状況

許可後5年間の業務計画書（取引計画、収支計画及び資金計画。様式別表1）を調査し、5年間の募集計画、施行計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく5年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及び施行の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集・施行経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害する恐れがないと判断される状況をいい、特に純資産比率が100%以上、経常収支比率が100%以上、かつ、流動比率が80%以上を維持していることをいう。このうち、売上見込みについては役務施行の予想件数を特別の理由がない限り契約件数（会員口数）の4%以下、解約返金については解約の予想件数を特別の理由がない限り契約件数（会員口数）の2%以上とし、また、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後2年以上は現金供託とすることとし収支計画又は資金計画に計上されていること。

二 経営見通し等

申請者が十分な開業資金（募集事業開始のための資金を含む。）を

保有し、申請者又は当該申請者と指定役務の提供に係る施行委託の契約を締結している者が冠婚葬祭業の実績を申請時を含め最低2年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

割賦販売法第33条の2第1項第10号及び第35条の3の26第
1項第9号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準

1. 個別信用購入あっせん業者

(1) 法令遵守全般について

法令等を遵守した業務を行っているかどうかを監督する部署(以下「内部管理部門」という。)の設置及び責任者を明確に定めていること。

営業部門とは独立した監査部署(以下「内部監査部署」といい、個別信用購入あっせん業者の規模にかんがみ、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可)を設け、実効性が確保された状況であること。

内部管理部門が、支払能力調査、加盟店調査及び情報管理を行う各部署に対して定期的なモニタリングを行い、問題があれば改善策を策定し、当該改善策を適切に実施し、重大な問題があれば経営陣への報告及び適切な情報開示が行われる体制となっていること。

社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしていること。

加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除も含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めていること。

法令等の遵守に関する研修の定期的な受講など役職員に周知する方法を定めていること。

法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めていること。

認定割賦販売協会会員については、割賦販売法及び自主ルールの遵守を確保するために認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容と
なっていることを確認すること。

(2) 加盟店調査に関することについて

加盟店調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めていること。

加盟店調査を行うに当たっての業務上の手続が明確になっていること。
また、加盟店契約件数に応じて加盟店管理を適切に行うことのできる体
制（ITシステムを活用している部分はその状況を含む。）を整備して
いること。

新たに加盟店契約を行う場合の調査について、訪問販売等を行う調査
対象事業者に対して必要となる事項を適切な方法で確認する体制になっ
ていること。

個別契約ごとの調査については、必要となる事項を適切な方法で確認
するとともに、調査結果に基づき与信契約を締結しない場合の基準が明
確になっていること。

苦情対応調査（割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95
号）第77条第1項第2号、第3号、第2項の規定に基づく調査）につ
いては、調査が発動される起点となる苦情の質的判断、量的判断の基準
を明確にし、当該基準が適切かつ合理的な内容であるとともに、調査に
当たっては、加盟店から徹底した聴取を行う等苦情内容に応じて原因追
及を適切に行うこととなっていること。

調査結果を営業部署や苦情処理部署と共有するとともに、経営陣に対
して定期的に報告がなされることとなっていること。

調査結果に基づき講ずるべき措置について、経営陣の責任の下で行う
こととなっていること。

調査記録の保存体制が整備されていること。

認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度の登録情報を
定期的に確認し、登録されている自社の加盟店関係の情報の集計・分析
を行い、加盟店調査、苦情処理及び営業の各部署間で共有し、重要情報
を経営陣に報告することとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容と

なっていることを確認すること。

(3) 購入者等に関する情報の適正な取扱いについて

購入者等に関する情報を管理する責任部署及び責任者を明確に定めていること。

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」及び「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」に基づく情報の取扱い基準等が定められていること。

情報の漏えい、目的外利用等を防止するためのシステムを整備するとともに、情報管理を外部委託する場合は、委託先の監督を適切に行うための基準が明確になっていること。

情報の漏えい、目的外利用等が発生した場合に、官公庁への報告も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備していること。

上記の対応を適切に行うよう、役職員に周知されていること。

認定割賦販売協会会員については、情報の適切な取扱いを確保するために認定個人情報保護団体で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(4) 委託に関することについて

委託先を適正に選定するための基準等を定めていること。

委託先における業務状況を定期的に確認し、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっていること。

委託先の行為に伴う購入者等からの苦情があった場合には適切かつ迅速に処理することとなっていること。

委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっていること。

(5) 苦情の処理に関することについて

苦情処理を担当する窓口及び処理手続が整備されているとともに、当該窓口の存在を消費者が把握可能な状況となっており、当該処理手続が

苦情処理担当部署及び担当者に対して周知徹底されていること。

クーリングオフの通知や抗弁等の苦情を内容及び重要性に即して類型化する基準が明確となっており、当該基準が適切かつ合理的な内容となっていること。

類型化した苦情を加盟店調査担当部署や営業部署との間で共有するとともに、重要案件については経営陣に対して報告をし、法令上の加盟店調査につながる苦情以外の苦情処理の結果必要な措置を講じることについての判断を経営者が行うこととなっていること。

苦情処理体制の在り方についての定期的な検討及び見直しを経営陣の指揮の下において行うこととなっていること。

苦情処理に関する業務を円滑に実施するため、適切かつ正確な記録や保存がなされるとともに記録の分析を行うことによって、顧客対応や事務処理の改善、再発防止策の策定等を行うこととなっていること。

認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度への情報登録につき、自主ルールに基づき適切に情報を登録することとなっていること。

認定割賦販売協会会員については、消費者からの苦情のみならず認定割賦販売協会から提供される当該会員が行う業務に関する苦情についても、適切に処理することとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

2 . 包括信用購入あっせん業者

個別信用購入あっせんに関する確認事項（1 . (2)の 及び を除く）に加え、以下の事項を確認すること。

カード番号等の保護に関すること（認定割賦販売協会会員・非会員共通）

カード番号等の適切な管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めるとともに、カード番号等の管理を行う担当者を限定し、不正防止のための措置を講ずるとともに、カード番号等の適切な管理に関する規程類等を設けていること。

カード番号等の適切な管理を行うための適切なシステムが整備されているとともに、カード番号等に係る業務の管理を外部委託する場合は、委託先の監督を適切に行うための基準が明確になっていること。

経営陣の責任の下、販売業者等によるカード番号の適切な管理体制及び漏えい等をした場合の早期報告等を確保するための指導や管理状況の確認を定期的に行うこととなっていること。

カード番号等の漏えい等が起きた場合における官公庁への報告も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備していること。

上記 の対応を適切に行うよう、役職員に周知されていること。